

大阪市水道局体験型研修センター利用要領

1 利用目的

大阪市水道局体験型研修センターの施設（以下「センター施設」という。）について、大阪市水道局体験型研修センターの利用に関する要綱（以下「利用要綱」という。）第2条に規定するもののうち、次のいずれかに該当する場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において利用することができます。

- (1) 学術調査、研修その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
（例）センター施設を利用した研修・研究の実施
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
（例）公共団体が主催する技術講習会の会場

2 利用時間

センター施設を利用できる時間単位は次のとおりです。ただし、利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。

- (1) 全 日：午前9時から午後5時まで
- (2) 午前半日：午前9時から午後1時まで
- (3) 午後半日：午後1時から午後5時まで

3 利用料

利用料は、別表のとおりです。

4 減免

利用要綱第7条の規定に基づき、次のとおり利用料のうち基本利用料、研修機器利用料について減免することができます。

なお、減免の申請は、当局指定の様式により行ってください。

- (1) 極めて密接な関連があるもの 最大 100%
- (2) 密接な関連があるもの 最大 50%

5 申請手続

センター施設を利用しようとする方は、利用要綱第8条の規定に基づき、当局指定の様式に必要事項を記入の上、次に掲げる受付期間内に、提出先まで申請してください。

(1) 受付期間

利用開始希望日の4か月前から40日前まで

(2) 提出先

大阪市水道局 総務部職員課（研修・厚生担当） 体験型研修センター

電話 06(6322)0576 ファクシミリ 06(6322)8549

電子メール kensyu-c@suido.city.osaka.lg.jp

（ 件名に「体験型研修センター施設等使用申込」と記入してください。また、申請にあたっては、事前に電話等により空き状況を確認してください。）

6 使用許可

使用許可申請があった場合には、利用要綱第8条の規定に基づき、その内容を審査し、許可あるいは不許可を決定し、通知します。

7 使用許可の変更又は取消

使用許可を受けた方が、その内容・期間等の変更あるいは利用そのものを取り消そうと

する場合には、利用要綱第 10 条の規定に基づき、利用日の営業日 2 週間前までに当局指定の様式により、上記 5 (2)の提出先まで申請してください。

その内容を審査し、変更又は取消にかかる許可あるいは不許可を決定し、通知します。

8 利用料の支払い

使用許可を受けた方は、利用料を納入通知書により納付期限までにお支払いください。

9 利用にあたっての条件

使用許可を受けた方は、センター施設を利用するにあたり、次の項目に従ってください。

- (1) センター施設への入場にあたっては、セミナー棟事務室にて「体験型研修センター施設利用者管理簿」に必要事項を記入してください。
- (2) センター施設の利用にあたっては、常に安全管理に努めてください。また、利用中に生じた事故は使用許可を受けた方の責任において処理してください(ただし、事故の発生が局の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。)
- (3) センター施設の利用にあたり、使用許可を受けた方の責に帰すべき事由によりセンター施設、研修機器その他体験型研修センターの施設等に損害を与えた場合は、その損害を局に対して賠償してください。
- (4) センター施設の利用後は、直ちに片づけを行い、利用した箇所を原状回復してください。

附 則

- 1 この改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定による改正後の大阪市水道局体験型研修センター利用要領は、この規定の施行の日以後に許可の期間が開始する利用料について適用し、同日前に許可の期間が開始した利用料については、なお従前の例による。

別表

利用料

1 基本利用料

(単位：円)

名称	全日		半日	
	税込価格	(税抜価格)	税込価格	(税抜価格)
セミナー棟第 1 研修室	7,920	7,200	3,960	3,600
セミナー棟第 2 研修室	4,950	4,500	2,475	2,250
給水施設棟	24,970	22,700	12,485	11,350
配水施設棟(全面)	37,950	34,500	18,975	17,250
配水施設棟(半面)	18,975	17,250	9,487	8,625
機械電気棟	26,070	23,700	13,035	11,850
浄水施設棟	108,900	99,000	54,450	49,500

注 1 午前半日、午後半日とも同一の料金

注 2 消費税及び地方消費税相当額は 10%です。

2 研修機器利用料

(単位：円)

名称	全日		半日	
	税込価格	(税抜価格)	税込価格	(税抜価格)
相関式漏水探知器 (LC-5000)	4,510	4,100	2,255	2,050
相関式漏水探知器 (LC-2500)	770	700	385	350
鉄管探知器 (PL-1000)	220	200	110	100
サドル付分水栓用穿孔機 (25)	110	100	55	50
可搬式電磁式流量計	900	900	495	450
漏水音自動判別ユニット (FSJ-1)	110	100	55	50
音波式管路探知器 (NPL-100)	330	300	165	150
ノイズカット漏水探知器	220	200	110	100
金属探知器	110	100	55	50

注1 午前半日、午後半日とも同一の料金です。

注2 上記以外の研修機器の使用をご希望の場合は、別途お問い合わせください。

注3 消費税及び地方消費税相当額は10%です。

3 その他

- ・ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管等の材料の使用をご希望の場合は、お問い合わせください。